

## 消防法令適合通知書交付申請書の添付書類について

長野市消防局

住宅宿泊事業法の届出の際、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)に基づき、消防法令適合通知書を添付することとされています。消防法令適合通知書交付書の申請の際は、適合の確認のため、下記の書類の写しを2部提出してください(うち1部は消防法令適合通知書と一緒にお返しします。)

### 法人で届出の場合

- 法人の登記事項証明
- 住宅の登記事項証明書
- 住宅の図面(宿泊者が使用しない部分を含む住宅全体の床面積、宿泊者の使用に供する部分の床面積が把握でき、各設備の位置、間取り及び入口、階、居室、宿泊室、が記載されているもの)
- 賃借人の場合、賃貸人が承諾したことを証する書類
- 転借人の場合、賃貸人が承諾したことを証する書類
- 区分所有の建物の場合、規約の写し
- 規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に禁止する意思がないことを証する書類

### 個人で届出の場合

- 住宅の登記事項証明書
- 住宅の図面(宿泊者が使用しない部分を含む住宅全体の床面積、宿泊者の使用に供する部分の床面積が把握でき、各設備の位置、間取り及び入口、階、居室、宿泊室、が記載されているもの)
- 賃借人の場合、賃貸人が承諾したことを証する書類
- 転借人の場合、賃貸人が承諾したことを証する書類
- 区分所有の建物の場合、規約の写し
- 規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に禁止する意思がないことを証する書類

※ 消防法上の用途判定の結果、防火対象物と判定される場合は、消防法上の無窓階判定のため、住宅の図面(周囲の状況が記載された住宅の配置図、建物外部の開口部の状況が記載された図面追等)を追加で提出していただく場合があります。

※ 防火対象物と判定される場合は、消防法令に基づき、消防用設備の設置が必要となる場合があります。

※ 消防法令適合通知書交付申請書を受付後、職員が届出住宅の確認に伺う場合があります。